

鯖江市奨学金返還支援事業 企業版 Q&A

以下は、現行の償還免除制度に加え、企業版の償還支援制度を提案する資料です。
償還支援を行うにあたり、いくらの支援を行うか、いつからいつまでか、何年間を対象とするか、などは、各事業所がある程度自由に決めていただけます。
下表は、あくまでベースとなる考え方を示すものとお考え下さい。

No.	問	答
1	鯖江市独自の奨学金免除制度はありますか？	あります。 鯖江市在住の方に限り、１０年償還のうちの始めの５年間を免除期間としています。 各事業所の皆様には、後半の５年間を免除期間とする制度を提案しています。
2	鯖江市の奨学金利用者は、例年何人くらいいますか？	例年１０人前後です。また、償還免除の対象者は、例年５名前後です。
3	免除の対象となる奨学金は、鯖江市の奨学金だけですか？	鯖江市が独自に運営している奨学金を借りた方の償還を免除する制度です。
4	各事業所が支援するのは、何年度からの採用者を対象にする制度ですか？	令和８年度の採用（令和７年度募集）からが対象です。 （各事業所の参加は、随時募集しています。例えばＲ９年度からの参加でもＯＫです）
5	償還支援に参加すると、どんなメリットがありますか？	大学３年生になる年に、鯖江市の奨学金貸与者に返済支援してくれる事業所の一覧を送付します。 この他、鯖江市のホームページで、協力事業所一覧としてＰＲします。 それらが各事業所にとっての人材確保の一助となると考えています。
6	償還支援の対象となる人はどんな人ですか？	鯖江市の奨学金の償還を開始する方で、鯖江市内在住、かつ市内事業所（当事業の協力事業所）に就職する方。 市の独自奨学金の償還免除対象となれる方が対象です。
7	償還支援の費用は誰が負担しますか？	当事業の協力事業所にご負担いただきます。 具体的には、鯖江市から該当する額の納付書を送付いたしますので、金融機関等でお振込みください。
8	償還支援の額はいくらでしょうか？	鯖江市の奨学金の最大貸与額は、１４４万円（県外の４年制私立大学）です。 １０年で償還するので、１年あたり１４万４千円、半額を支援するとして７万２千円/年です。 １０年の後半５年を支援する場合の総支援額は、３６万円となります。
9	償還支援は、大学卒業後はいつでも対象になりますか？	卒業後１０年での償還が基本です。 償還が完了している方が、鯖江市に移住、市内事業所に転職した場合でも、償還済みの奨学金をお返しすることはありません。
10	卒業後、数年経ってから鯖江市に移住・転職してきた場合は、対象になりますか？	鯖江市に移住してきた時点で、鯖江市の償還免除の対象になれる可能性があります。また、転職先が協力事業所であった場合、償還支援の対象にもなる可能性があります。
11	対象者が就職する際、１年目から償還支援の対象にすることは可能ですか？	可能です。市内在住であれば、市の償還免除が始めの５年間使えますが、これに事業所の償還支援を上乗せしていただいても結構です。
12	対象者への償還支援を１年間、または１０年間行うことは可能ですか？	可能です。各事業所の判断で、１年間、または１０年間を償還支援の対象としていただいても結構です。
13	対象者を県外の支店に異動させた場合、償還支援の対象になりますか？	各事業所の判断で、償還支援の対象としていただいて結構です。 ただし、市の償還免除は市内在住が条件です。そちらの対象にはならないのでご注意ください（既に免除した償還金の返還は求めません）。
14	県外の支店で採用した場合は、償還支援の対象になりますか？	市の償還免除は市内在住が条件です。市とタイアップして行う事業所の償還支援についても、同様に、市内在住が条件となります。
15	償還支援を申し込むためには、どうしたらよいですか？	市のホームページ（チラシ二次元コード）からお申し込みください。 受付は令和７年２月からを予定しております。 なお、事業所によって、償還支援の条件（年数・金額）に違いが出ることを想定しています。 その条件を明示してお申し込みください。（制度を紹介するホームページのＵＲＬなど）
16	協力企業を市のホームページで公開する（上記５番）とのことですが、いつから公開されますか？	令和７年３月からの公開を予定しています。
17	経営者の身内も対象にできますか？	できます。例えば、経営者のお子さんが大学を卒業し帰郷する場合など、対象としていただいても結構です。
18	社員の採用時には５年支援として募集していましたが、その後、状況が変化し、２年支援に縮小したいです。	５年支援として採用した方の支援期間を途中で変更することは、原則としてないと思います。 市に登録いただいた支援期間を変更する場合は、市にご連絡ください。
19	市から納付書を送るとのことですが、本人に納付書を送ってもらい、企業から本人に給与の一部として支援額を支給してもよいですか？	この制度では、企業様に対し該当する額の納付書を発行いたしますので、お手数ですが、企業様の手で納入くださいますようお願いいたします。

20	企業が奨学資金の代理償還をする場合、従業員の給与の一部として所得税の課税対象になりますか？	原則なりません。代理償還をしている場合、通常の給与と奨学金の返還が明確に区別されているためです。ただし、場合によっては課税対象となることもありえるようなので、詳しくは税務署にご確認ください。
21	企業が奨学資金の代理償還をする場合、その支出は課税上どういった扱いになりますか？	企業にとっては、代理返還は従業員の奨学金の返済に充てるための給付に当たるため、給与として損金算入可能です。詳しくは税務署にご確認ください。